

「水が織りなす安曇野今昔物語」講座  
(三郷編 第3回)

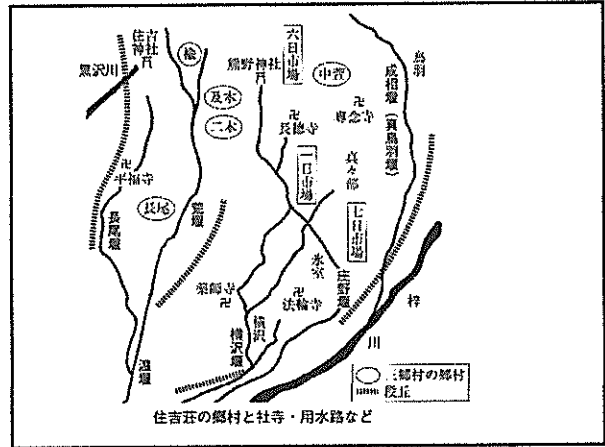
三郷地域の成り立ち

近世から近代の歴史・民俗・文化

～ 村人のくらしや思いの一端を辿いながら～

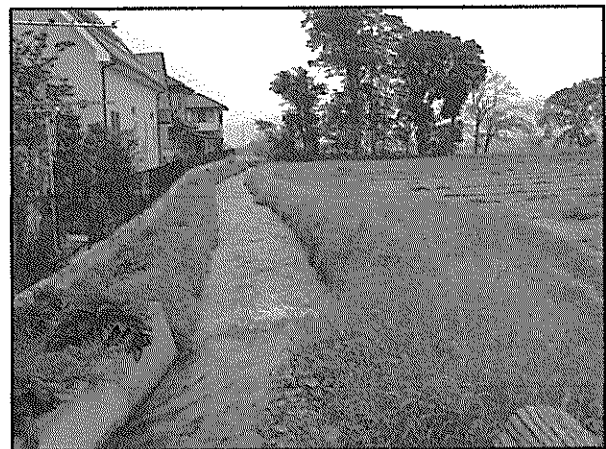
参考資料 「三郷村誌Ⅱ」歴史編上・下・村落誌編等

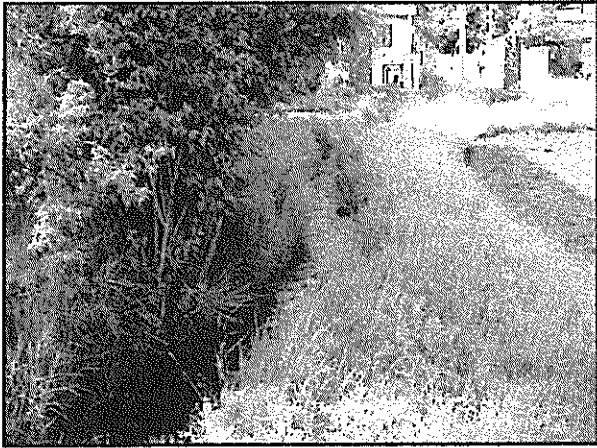
曾根原 孝和



中世の三郷

- ・住吉荘の郷村 長尾・楡・二木・及木・中萱
- ・西牧郷 小倉
- ・市場 一日市場・七日市場・六日市場
- ・堰
  - 長尾堰 鎌倉時代初期
  - 温堰 室町時代後期（戦国時代）
  - 横沢堰 鎌倉時代初期
  - 庄野堰 室町時代初期
  - 真鳥羽堰 鎌倉時代
  - 及木堰 延宝4年以前（天正年代初めか）
  - 中萱堰 明暦3年（1657）





## 三郷の中世から近世の村へ

### ・中世成立の村

文明8年(1478) 長尾上方・二木・及木・中萱(下諏訪春秋両宮御造宮帳)

長享2年(1488) 西牧小倉(諏訪下社春秋之宮御造宮之次第)

明応10年(1501) 長尾・二木(楡村・久木) [及木・角懸・杏]・中萱(三宮穂高社御造宮定日記)

### ・近世成立の村

天正19年(1591) 小倉・長尾・楡・二木・及木・中萱(天正郷帳)

## 近世の村の石高

- ・天正18年(1590) 秀吉知行割を発令
- ・石川数正松本へ入封(安筑両郡255か村、約8万石)
- ・三郷の村
  - 二木村(約1261石)
  - 長尾村(約602石)
  - 中萱村(約601石)
  - 小倉村(約346石)
  - 楡村(約325石)
  - 及木村(約266石)

☆石高は天正19年の「天正郷帳」と呼ばれている「両郡郷村御朱印御高附帳」による。

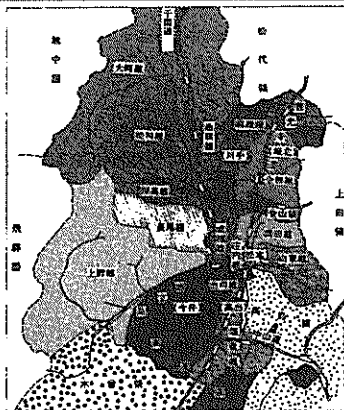


図3-3 松本藩15郷分け(元和3年) 全件開「大名領の研究」により作成

## 住吉村の成立

### ・住吉新田村の開発は元和元年(1615)『信府統記』

領主小笠原秀政は慶長19年(1614) 欠落百姓還住策を打ち出した。他村・他領に逃散した農民を郷村させ、田畑の確保と生産の向上を図り、封建制度の基盤の強化を意図した。「走り百姓罷り帰らば、本所(元村)へなりとも、いずかたの郷(村)へなりとも」と勸めた。

### 短冊型の町づくり

住吉村の成立を伝える天保4年(1833) 絵図から

- ・用水網・地割・屋敷割が整然としている。
- ・藩の強力な後押し。
- ・上流や近隣の村々の多大な協力 など考えられる。

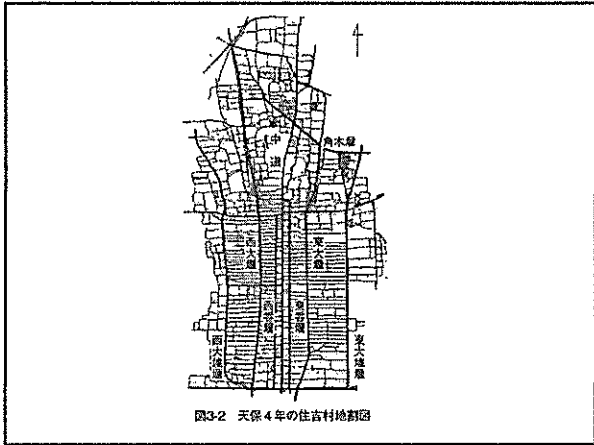
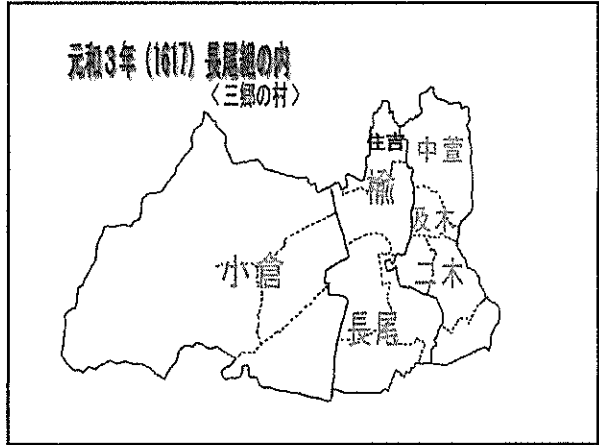


図3-2 天明4年の住吉村地割図



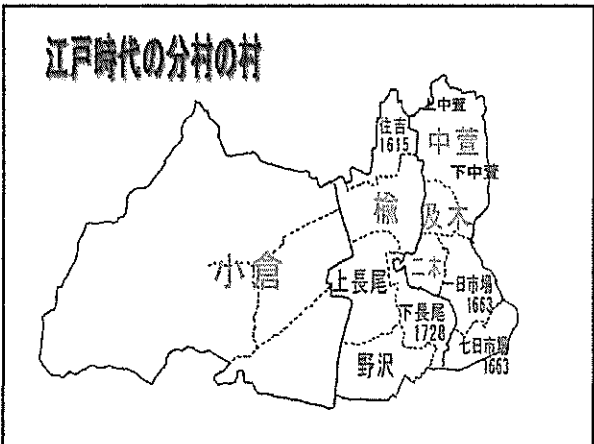
### 分離独立の村

- ・正保5年(1648)、組支配・年貢・農業振興などに関わる諸法度が出された。そのなかに村分けを促すものもあった。  
「小村に分けてもよい大郷は村を分け、年貢など諸納物も別にすること」「蔵所は、しかるべき村に無理しないように造らせるように」
- ・長尾村から野沢村の分村 慶安4年(1651) 25軒
- ・二木村から七日市場(40軒)、一日市場の分村 寛文3年(1663)

### 一村で二か村扱い

- ・中萱村
  - ・延宝2年(1674)の御用日記に上中萱・下中萱とある。
  - ・藩からの年貢免状は、上・下に村分けされていない。
  - ・享保12年(1727)上・下村三役連名で、「中萱村高分ケ目録」を差し出し一村で二か村扱いを認めてもらっている。
- ・長尾村
  - ・享保13年(1728)上・下長尾で二庄屋制をとる。
  - ・弘化3年(1846)「願書は、代官所へは上・下二か村で良いが、表役所へは一か村扱いに」の注意を受ける。

☆中萱・長尾村は、内々は独立した一か村扱いを受ける。  
この仕組みは、明治になるまで続いた。

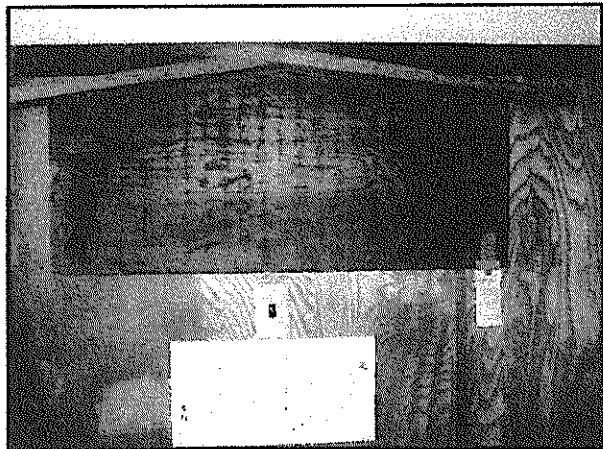


### 村の政治

- ・村方三役(水野期に置き呼び方もはっきりさせる)
  - ・庄屋 領主の統治組織の末端役人、村を代表する最高責任者  
年貢・夫役の割当と完遂、触れや条目の徹底など
  - ・組頭 庄屋の補佐役
  - ・百姓代 村政への助言
- ・五人組の役割(連帯責任・相互監視制度として整備されてきた)
  - ・教軒が単位の五人組。(後に十数人にもなった組もある)
  - ・夫役を勤めて村請の責を果たした。  
(川道普請・年貢持ち届けなど)
  - ・キリシタン禁止を始めとする諸法度の順法などの村の治安維持の役割も。

## 法度による統治(水野氏)

- ・正保5年(1648)水野忠職条目を発す。
    - ・大郷の分村・蔵所の造作奨励など郷村支配のこと
    - ・年貢免状発行・年貢皆済時期など年貢制度のこと
    - ・川除管轄・作付租の品種など農業奨励のこと
  - ・寛文9年(1669)32か条「条々」が出される。(忠直)
    - ・第一条 公儀法度を最高法として遵守を示す。
    - ・第二条「幸弟忠信の遺は諸事の本」儒教の教えを説き、農業を専らに勤勉であることを勧める。
    - ・第三条以降 村役人や五人組の責任や罰則のこと
      - ・徒党嚴罰と目安(新状)の奨励
- ☆中世的な武具や徒党による解決から目安・返答書による法のもとでの争いごとの決着を求め、法支配のあり方を示している。



## 貞享騒動

- ・貞享3年(1686)に起こった百姓一揆
- ・城主水野忠直の時
- ・中登村の元庄屋多田加助ら村役人層11人が先頭に立つ
- ・松本藩を相手に年貢の増徴に抗議した
- ・五か条の訴状を出す
- ・参加村は領内338村中、224村。6割の参加率
- ・参加人数は、総勢1万人ともいわれる人数が城下に
- ・加助を始め首謀者と家族28人が磔・獄門の極刑に
- ・御仕置令出す「五か条の一条もゆるさず」と

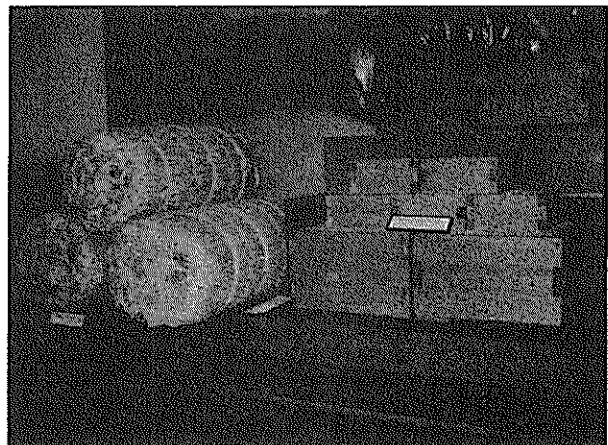
## 五か条の訴え

### 五か条の訴状

- ① 粃の踏み磨き(のぎ取り)は迷惑であること
- ② 粃一俵を玄米にして三斗から三斗四、五斗入れにすることは迷惑。高遠・諏訪藩並みの二斗五斗にしてもらいたいこと。
- ③ 大豆で収める金納分の値段は、粃値段並みにしてもらいたいこと。
- ④ 江戸・甲府への販売米に損耗米一分一升の可算、領外の金沢・浦野宿までの駄賃負担は迷惑であること。
- ⑤ 御小人(藩奉公人)の余内金(村の補助金)は迷惑のこと。



写真3-6 のぎの長い赤穂(こはれ粃)



## 藩の対応1

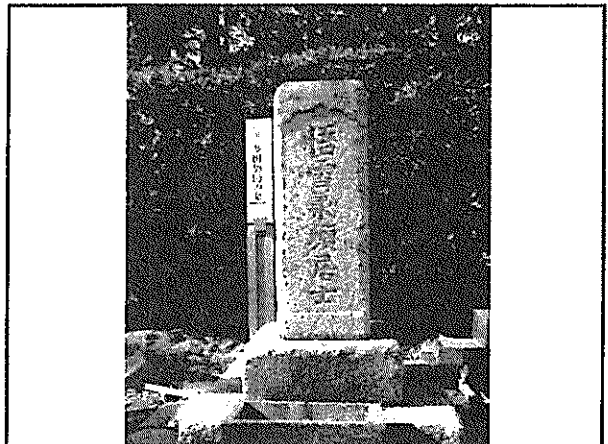
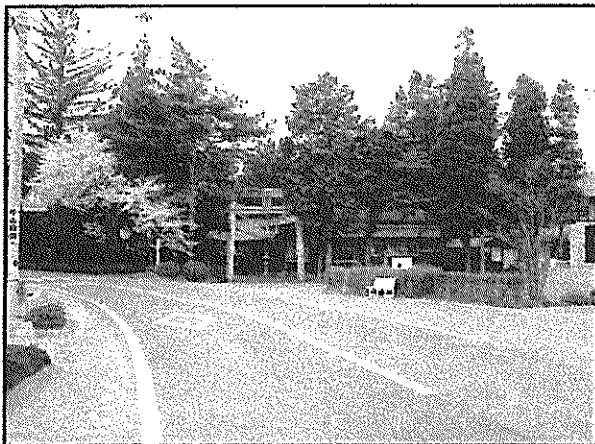
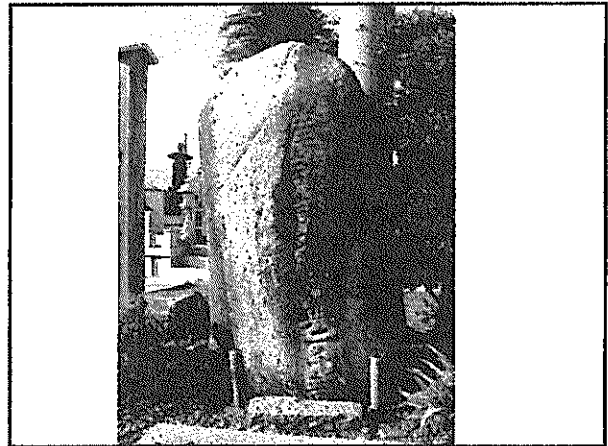
- ・14日 早朝5時頃より百姓は蓑笠を身につけ藪を持ち、得物を杖に入る。
- ・15日 百姓ら城下で過ごす。
- ・16日 一揆勢1700人程になる。(『徳府統記』による)  
藩「糧一徹三斗挽き、踏み磨きは無用」と回答。多くの百姓帰村。加助ら150人ほどは二斗五升挽きを主張。17日には4・5百 になる。
- ・18日 藩は「願いの通り二斗五升挽き」の回答書を出す。百姓ら帰村。
- ・その後、藩は江戸藩邸と回り、「二斗五升挽きは大勢の圧力で認めたもの、願い五か条は先規通り、三斗挽き願いが百姓たちの願い」を老中から了承する。
- ・29日 二斗五升挽きの証文、三斗挽きの請書の提出、収納の開始。
- ・11月6日から、密かに騒動の参加者を報告させる。目付役、若手藩役人らの聞き込みや探察。組手代や庄屋らに尋問行う。

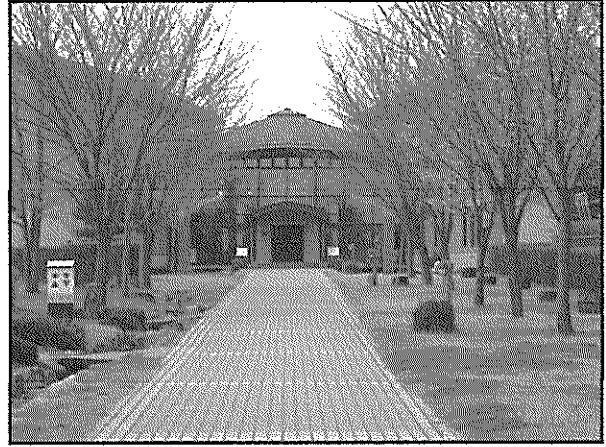
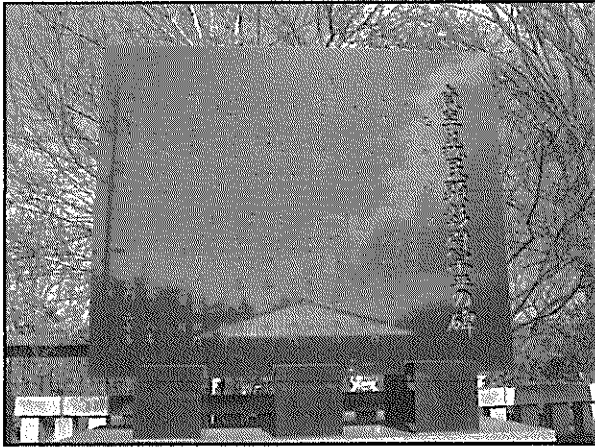
## 藩の対応2

- ・15日夜半から16日 首謀者のいっせいで逮捕。
- ・22日 加助・善兵衛ら頭領11人と兄弟・男の子28人処刑。  
安曇のもの勢高刑場、筑摩のもの出川刑場で磔8人 獄門20人の嚴罰 処刑後の獄し切も 胎児にも
- ・23日 藩主忠直の意を伝える御仕置令が触れられる。  
○一揆の処分・越断の罪・徒党強訴の罪・打ちこわしの罪  
★処罰は冷酷 一揆再発予防をかため「みせしめ」  
村人には不安解消の鎮め(自分たちには及ばない)
- ★成果は  
○五か条の願い 「一か条も差し許さず前々の通りとする」はその後  
・踏み磨きの廃止 一徹五斗三升三斗挽き 大豆樹植込に近づく  
・江戸廻米の俵作りの規制緩和などすんだ。

## 義民と讃えられてきた加助ら

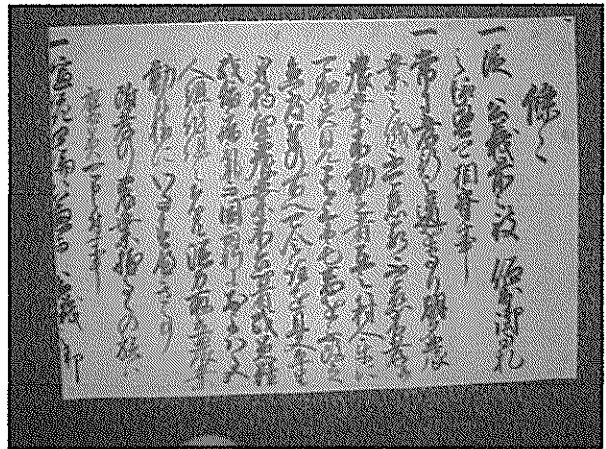
- ・寛保元年 (1741) 長尾組・上野組五十年忌供養塔建立「奉讀誦大乘妙典二千部」
- ・天明6年 (1786) 100年祭、祠堂改築
- ・明治13年 (1880) 200年祭。旧郷藏跡に社殿造営
- ・明治41年 (1908) 「貞享義列」碑建立
- ・昭和34年 (1959) 拝殿・社務所を新築
- ・昭和35年 (1960) 「貞享義民社」の称号を得る。多田加助宅跡、長野県史跡に指定
- ・昭和37年 (1962) 「二斗五升」の碑建立
- ・昭和40年 (1965) 三郷村民による貞享義民社奉賛團の設立
- ・昭和47年 (1972) 義民会館新築
- ・昭和61年 (1986) 300年祭。28柱を合祀。義民顕彰慰霊碑を建立
- ・平成4年 (1992) 貞享義民記念館の設立





## 法度による政治(戸田氏)

- ・享保11年(1726)の御条目28か条(光慈)
  - 第一条 公儀法度遵守
  - 第二条 孝行農業勤勉の勧め
- ・享保14年(1729)33か条(光慈)
  - ・「父たる者、常に義理を本として慈愛に溺れず、子弟を始めとして召使にいたるまで、無道の言行これなきように教え誘うべき」と。
  - ・「農業のこと日夜怠るべからず、五人組の者力添え、村の者力添え、凶作飢饉百姓力合わせ」と共同体としての村や組のあり方を説く。
- ・寛政3年(1791)教諭新条目(光行)
  - ・「役人は村の頭、一村の手本。諸百姓に借ぜらるる役人」にと。
  - ・「夫は妻を憐れみ、父は子嫁を憐れみ」「子に百姓の業を教え」
  - ・「子は父母を敬い、兄は弟を憐れみ、弟は兄を敬い」と説く。



## 戸田光慈領内法度(享保11年[1726])

### 條々

- 一、従 公儀前々被 仰出御高札之趣、堅可相守事
- 一、常尔孝行之道を守り、朝夕農業之儀不可怠、若不慈不幸并農業不勤之者有之ハ、村人互に可加異見、其上丹毛志を不改候ハ、急度奉行所へ可令注進、且又平生身持宜農業不怠者、或災難成依病歿而困窮におよハ、五人組作組之者共廻力取立、農業勤候様ニイ多奉へき事

附 孝行農業之道勤るゝの族ハ、褒美可申付事

## 村定

- ・上長尾「村定儉約之事」(文政8年[1825]15か条一部要点)
  - 1、婚礼の時は、由緒(親類)と近所だけで行う。
  - 1、子どもがほうそうのとときは、見舞いなどしない。
  - 1、家作りの棟上げは、手伝いの者だけ呼ぶ。
  - 1、御柱を建てるときは、酒など買わない。賽の神(道祖神)は、門松・しめ縄だけ焼き、籠小屋を作らない。
  - 1、不幸(葬式)は、組合・庚申仲間・近隣・由緒だけで行う。
- ・七日市場「儉約定之事」(文政4年[1821]11か条一部要約)
  - 1、五節句、月見等は一切行わない。
  - 1、何事によらず酒は一切用いない。祝儀の時は夫婦盃だけにする。
  - 1、衣服は、祝儀・仏事等まで絹布などは着用しない。
  - 1、正月は3日まで遊び、4日からは家業を行う。



## 稲作技術の向上

### ・作付の品種

水野氏「こぼれ粳」（赤米）から真米（白米）を奨励する。  
戸田氏「晩稲の作付け停止」を。上州・越中・越後・白川が多い。

### ・刈敷

周辺の原や入会の林野の草や小枝（刈敷）を田に働きこんで肥料に。  
刈敷1駄は6尺縄四束。一反歩の田に1町歩から1, 5町歩必要。  
田の肥料には、刈敷のほか馬肥・下肥・灰なども使用。

### ・運草草の導入

三郷では文政の半ば（1824～25）過ぎ。

### ・万能・鉄・千歯抜きの改良、進展

脱穀具の千歯抜きは元禄年間に発明され、能率を倍増した。



図5-1 刈敷かり・刈敷蒔みの図（『善光寺道名所図会』による）

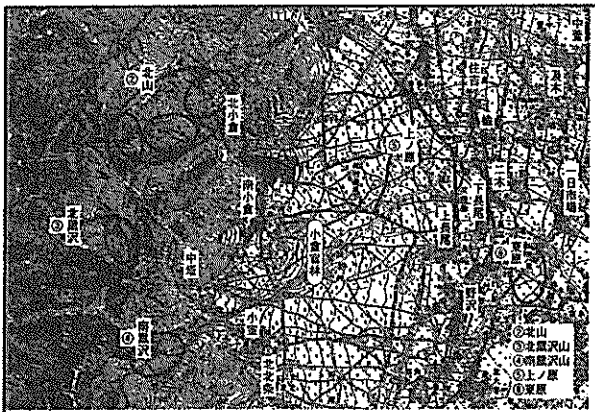
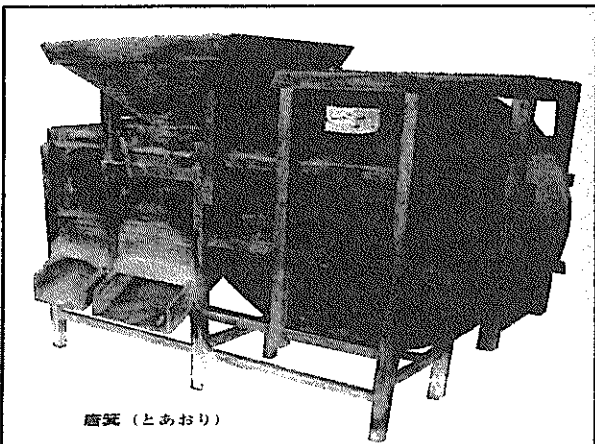
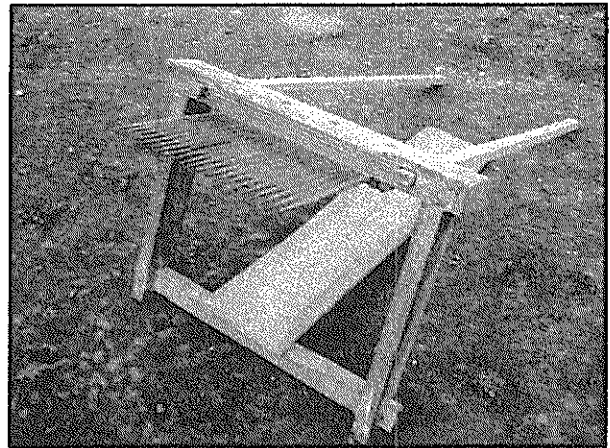


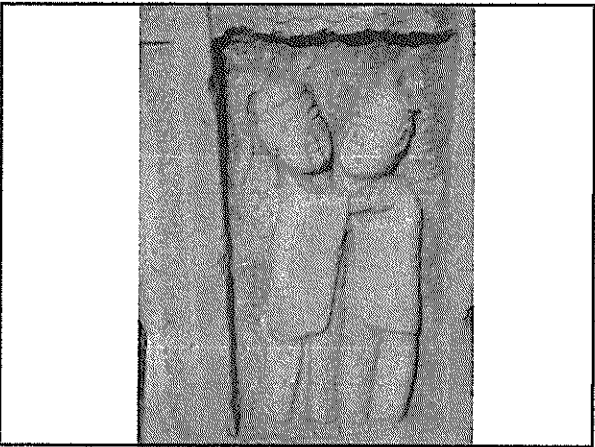
図5-10 三郷調査会の場所（烏川山は国外）(明治43年 大日本帝國陸地測量部5万分の1地形図による)



唐笥（とあおり）

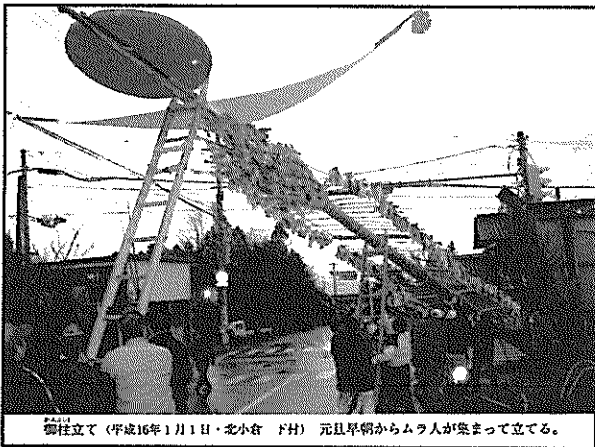
## 耕作と牛馬

- ・田起こしは人力
- ・馬耕用の犁が普及するのは明治になってから
- ・牛馬の働き
  - ・代ごせのとき～刈敷きの運搬と踏み込み
  - ・くれ農しの田踏み
  - ・取り入れ時の稲や初運び
  - ・馬肥えの提供者
- ・5反歩程の農家は馬を持つのが普通
  - ・牛馬を家族同様の扱い
  - ・馬厩は勝手場に近い土間に続く住居の一角に
  - ・死後は馬頭観世音（文字碑・彫像碑）の建立を行い供養
  - ・三郷には230基以上の馬頭観音があり、現在再調査中



### 三郷の道祖神

- ・信仰 境を守る、交通安全、縁結び、五穀豊穡、子孫繁栄等の神
- ・総数 75基
- ・種別 文字碑26  
彫像碑49 (搦手像33・酒器像14・抱擁ほか2)
- ・建立 寛保元年(1741) (上長尾道祖神安曇野市で最古か)  
寛政以降が多い。(寛政~文化年間20基)  
明治以降 9基  
時期不詳 7基
- ・祭り 三郷の道祖神祭り(無形民俗文化財に(平成16年)  
(北小倉御柱、上長尾の道祖神祭り、楡・住吉の道祖祭り)  
祭りのはじまりは、江戸中期頃から。現在は少なくなる。  
(上長尾の文政8年、天保4年・14年の村定めに「糞の神」と)



御柱立て (平成16年1月1日・北小倉 下村) 元旦早朝からムラ人が集まって立てる。



夏の道祖神祭り (平成10年8月15日・上長尾) 前夜の祭りが終わり、ブテンを引き戻す子供たち。





夏の道祖神祭り（平成13年8月14日・撮 中村 小松宏彰氏提供） そのときの人気

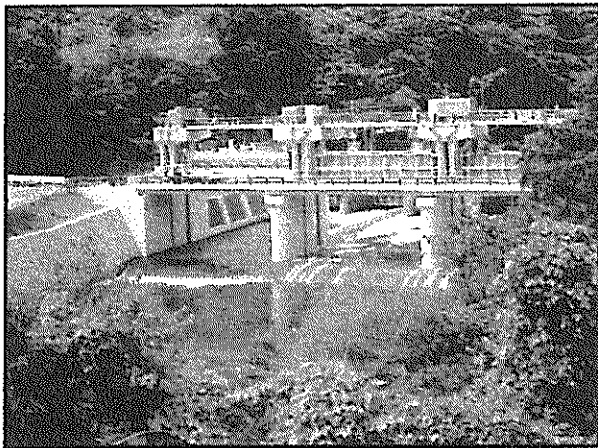
## 用水堰と取水口（揚口）

・現在 「梓川頭首口」から統一して取水

- 1代 昭和 6年（1931）赤松（波田）に設置
- 2代 昭和25年（1950）梓川頭首口
- 3代 平成21年（2009）新梓川頭首口

・昭和6年まで左岸の取水口（明治6年の灌漑反別と村の数）

・立田堰	八景山釜ノ沢付近	・243町	11村
・温堰	梓川橋付近	・864町	19村
・横沢堰	一本松付近	・141町	6村
・庄野堰	上大妻付近	・266町	6村
・中萱堰	岩岡神社付近	・261町	5村
・真島羽堰	岩岡神社付近		



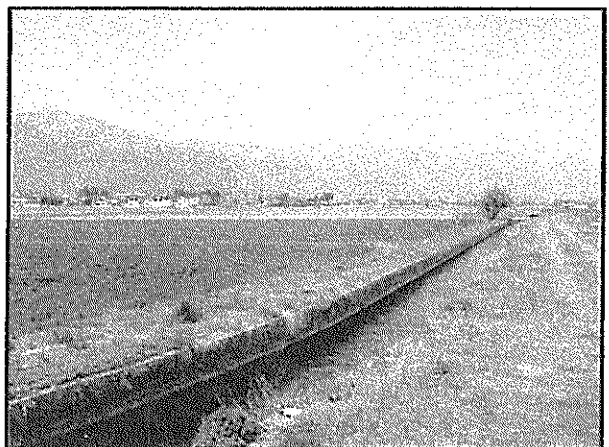
## 揚口と堰筋の確保

・中萱堰揚口の変遷

- 開削時明暦3年（1657）岩岡村火打岩西口
- 延享年間（1744～48）狐原口
- 寛政3年（1791）岩岡前口

・温堰揚口の変遷

- 長尾堰は温堰の枝堰になっているが、開発は先で、近世初期の揚げ口は花見上野境の穴沢付近。
- 古める堰口天明2年（1782）ころか
- 以後、大出水で揚口の押しぬけや堰筋の田地の流失などがあつた。
- 天保10年（1839）、天保12年（1841）、天保13年（1842）に新口開ける。
- ◇ ・新口左右を石枠で固定
- ◇ ・払いまちをとところどころに設置



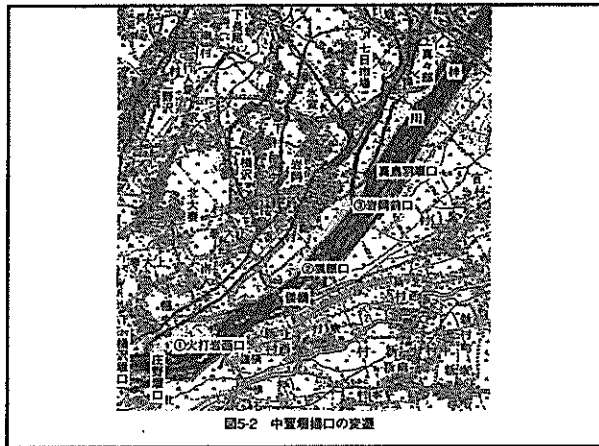
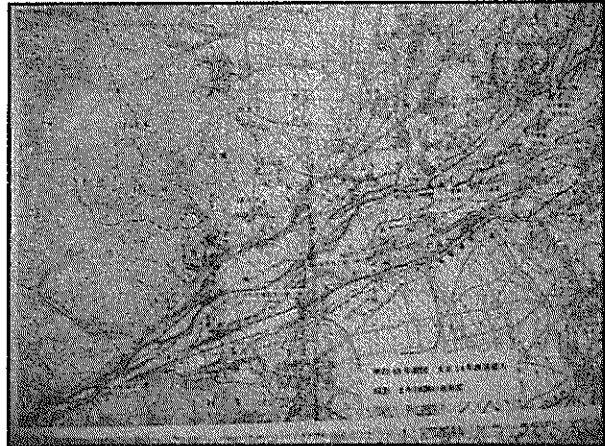
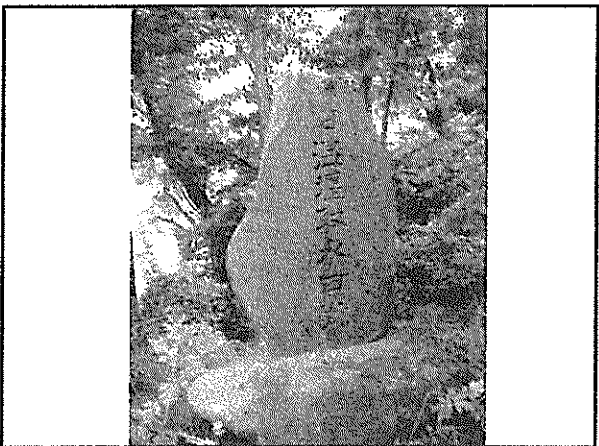


図5-2 中置堰堰口の位置



牛かか (うしかく)

堰筋を守ったり、取水のために用いられる工法の一つ。丸太を三角錐に組み、薪で作った蛇籠(かか)に石を詰めて用いた。形が牛に似ていたので牛かかという。



## 堰普請のようす

### ・天保7年(1836)七日市場のようす

- ・年間 1,823人出役 12堰 24回(戸数約80戸、一戸年間20日以上)
- ・七日市場が関係する堰(自普請)
  - ・庄野堰(46町)6回
  - ・温堰(1,6町)3回
  - ・横沢堰(13町)1回
- ・七日市場と直接関係しない堰(渡や組普請など)
  - ・拾堰2回
  - ・勘左衛門堰3回
  - ・烏川五ヶ村堰2回
  - ・小田多井堰1回
- ・時期は、堰確保のため3、4月の暮先が多く、搦口の口廻り、堰筋の廻り替えなどをした。
- ・5月7日は、出水による緊急の普請が多い。
- ・寄夫御普請は、「明け六ツ時人足召し連れ」とあり、朝6時頃に集合した。もっこ棒や廻り道具を持って参加。籠や俵は代金を受け、人足代も得る。

## 用水争論

### ・堰の分水と番水

- ・分水 上流の堰が揚口の流入量を制限して、下流へ融通。
  - ・番水 時間を決めて上流の堰が揚口を閉じ、下流へ融通。
  - ・流末村の苦勞
  - ・温堰 住吉・楡・小田多井
- 嘉永6年(1853) 番水が導入される  
 「明六つ(午前6時)より四つ(午前10時)上流、四つより日の入りまで流末三か村へ」(時掛けとも呼んだ)  
 文久3年(1863)この方式が慣例化していった。

## 明治の三郷の村

- ・明治2年 松本藩版籍奉還 藩主は知藩事に
- ・明治4年 7月松本藩は松本県に、11月筑摩県に合併
- ・明治5年 学制公布
- ・明治7年 三郷村の村できる
  - ・科布村(田多井・田尻・小田多井・小倉村)
  - ・温村(野沢・長尾・楡・住吉村)
  - ・明盛村(七日市場・一日市場・二木・及木・中萱村)
- ・明治9年 6月筑摩県庁舎焼失  
 8月筑摩県長野県統合し長野県 飛騨は岐阜県に

## 学校教育の進展

### ・明治8年 3か村の学校

小倉	旧寺院	男88、女52	○明治22年 大日本帝國憲法発布
楡	新築	146、91	○ 23年 第1回衆議院議員選挙
長尾	新築	78、72	○ 27年 日清戦争開戦
野沢	新築	55、34	○ 37年 日露戦争開戦
一日市	旧寺院	61、50	○昭和12年 日中戦争開戦
明盛	旧寺院	78、37	

### ・明治19年(1886)「小学校令」公布

- ・小学校を尋常・高等の二段階に、修業年限各4年の義務教育にする。
- ・その後、改正が行われ教育の充実が図られた。明治32年「小学校設備規則」
- ・明治41年(1908) 明盛・温村は尋常小学校を統合、温明盛尋常高等小学校を設置。
- ・明治44年(1911) 温明盛尋常高等小学校、校名を温明尋常高等小学校と改称する。
- ・昭和3年(1928) 温明小学校、奉安殿造立。翌年小倉小学校で竣工。



屋根の下につけられた学校を示す装のマーク (上郷村民館資料所蔵)

野沢学校 (三郷校長所蔵) 修築を改修して利用し、その後、昭和57年まで公民館分館として使われていた

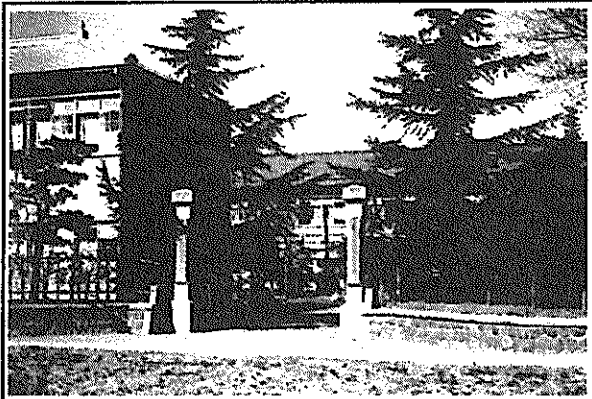
表2-26 明盛組合高等小学校学校別性別入学者 (明治34年)

性別		尋常小学校				
		小倉	長尾	楡	中萱	一日市場
男子	入学生(人)	5	9	10	11	22
	小学校卒業生(人)	11	11	11	12	23
	入学生の割合(%)	45	82	91	92	96
女子	入学生(人)	3	6	6	6	13
	小学校卒業生(人)	11	8	10	11	19
	入学生の割合(%)	27	75	60	55	68
合計	入学生(人)	8	15	16	17	35
	小学校卒業生(人)	22	19	21	23	42
	入学生の割合(%)	36	79	76	74	83

「明盛組合高等学校日誌」により作成



写真2-7 明盛組合高等小学校の校舎(明治末期)  
 運動会か? 大勢の人が集まっている



温明小学校正門（昭和10年）

## 学校生活の一端

### ・校訓(明治42年)(温明小)

- 1 正直にせよ 2 一心にはたらけ 3 自分のことは自分でせよ  
4 目上の言うことをきけ 5 わが学校を愛せよ

### ・遠足

30年代までは集団訓練的な色彩が、40年代「遠足運動」〔春季遠足〕に、大正期学年ごとに目的地を変え、やがて〔社会見学〕に

### ・運動会

30年代ころまで神社境内など広場で行う

32年「小学校設備規則」で、40年代校庭が設置「校庭運動会」に

### ・修学旅行

大正4年 伊勢方面3泊4日 温明小高等科1・2年

### ・雑誌『温明教育』の発刊 明治44年～昭和5年まで19号

## 小倉官林の開墾

- ・江戸時代は藩の御林
- ・明治時代は小倉官林
- ・大正2年(1913) 払下げ願いを提出(小倉村外6か村)
- ・大正8年(1919)開墾組合できる(梓・温・明盛・烏川・倭・小倉・三田)
  - ・約522町歩を開墾 管理者小倉村長 組合会議員20人
- ・大正9年から開墾開始～昭和6年(1931)まで12年間
- ・人力が多い開墾の実際
  - ・農商務省からトラクター1台、県から手動伐根機3台
  - ・生活用水の確保に苦勞
- ・開墾のようす・面積約490町 移住戸数170戸 小作希望者974戸
- ・移住者内訳 小倉95 梓18 倭13 明盛9 温6 烏川4 三田1  
7か村以外郡内6 県内16 県外2

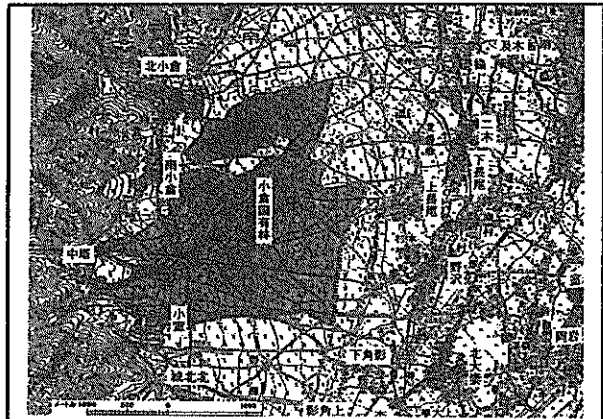
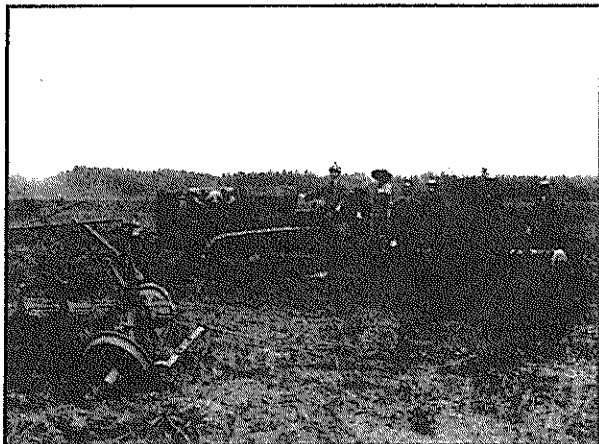


図5-12 小倉官林(明治43年 大日本帝國陸地測量部5万分の1地形図による)





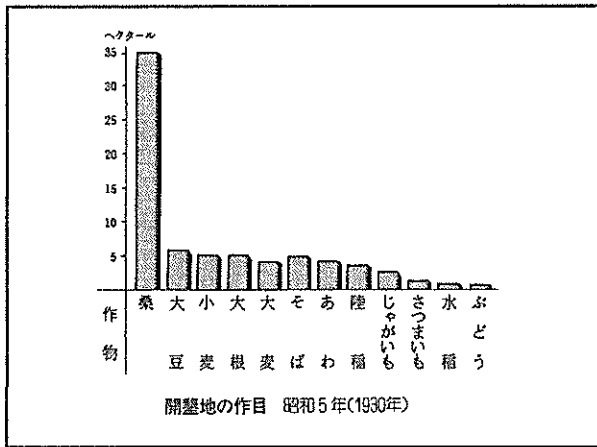
## 小倉官林の開墾

私の家では、去年二反歩開墾致しまして、小麦や粟を作り、大そう取れました。今年も三反歩開墾致します。お父様は、毎日雪の中を開墾に行きます。私も日曜にはついて行きまして、大きな松の根を切り取りたる時は、心地よくあります。又、あちらこちらでも、一心にゲンノヤマンノを振り上げて一生懸命で開墾して居ります。

昨年12月頃、大仕掛のトラクターという機械を運転して開墾を始めました。運転する時は、丁度飛行機のような音が致します。其の機械で開墾する時は、あの広い官林もたちまちにして畑となります。  
(『温明教育』大正12年 6年生)

◇『温明教育』は、明治44年2月温明小学校で発刊され、以後昭和5年の19号まで毎年発刊された。学校と家庭が、より理解を深め連携を密にしていこうと願って創刊された。A5版で平均ページは約50ページである。

雑誌の後半部分に子どもたちの綴り方(作文)が載せられていた。



## 東小倉・室町の誕生

### ・移住者の状況(12年間)

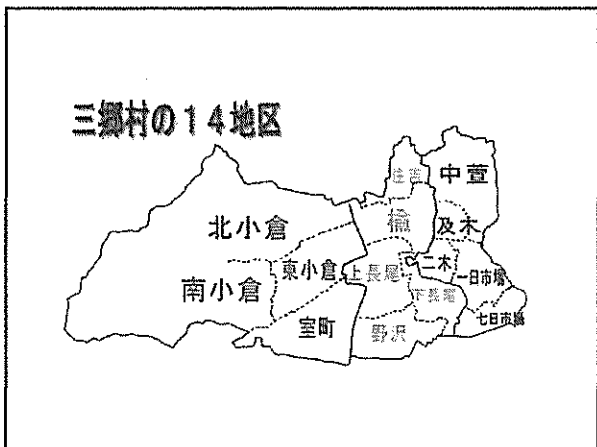
- ・東小倉 ・128戸(村内56% 村外44%) ・1戸当たり人数 4.7~5.0人
- ・室町 ・31戸(特・倭・温村が多い) ・若者と子持ちの妻帯者が多い。

### ・東小倉・室町の誕生

- ・東小倉独立大正12年(1923)
- ・室町大正13年東小倉に編入 昭和26年(1951)独立

### ・農業のようす

- ・はじめ養蚕を中心とする畑作→太平洋戦争から食料増産へ
- ・りんご栽培 大正5年に始まった 昭和10年代県の指導も積極的に 戦時中既存園中心に生き延び、昭和35.6年ころから好景気に



## 明治末から昭和初期

- ・明治31年 (1898) 南安銀行(後に八十二銀行) 明盛支店設置
- ・明治36年 (1903) 野沢に温知青年会発足。翌年温知青年会創立
- ・明治37年 (1904) 日露戦争出征者 小倉30人、温91人、明盛107人
- ・大正元年 (1912) 木車による製材、野沢に開業
- ・大正4年 (1915) 信濃鉄道北松本一豊村間開通。明盛駅(←旧明盛)開業
- ・大正8年 (1919) 温明小学校に電灯線引込み
- ・大正11年 (1922) 温明小学校校庭にスケート場開場
- ・大正12年 (1923) 小倉村役場に電話設置。翌年明盛役場にも
- ・大正13年 (1924) 松本-小倉間、乗合自動車運行
- ・昭和6年 (1931) 楢橋、コンクリート橋に架け替え
- ・昭和11年 (1936) 温明小学校校歌制定。作詞野台理作(野沢 哲学者)
- ・昭和12年 (1937) 日中戦争開戦、各村防護団編成し戦時体制化
- ・昭和13年 (1938) 国家総動員法公布。→戦争拡大に逆む



# 略年表

年次 (西暦)	三郷の主なできごと
<b>安土桃山時代</b>	
天正元年 (一五七三)	織田信長、將軍足利義昭を追放 (室町幕府滅亡)
天正一〇年 (一五八二)	武田氏天目山で敗れ滅亡。 小笠原貞慶、府中を回復し、松本と改める。
天正一八年 (一五九〇)	秀吉、北条氏を下す(全国統一)。知行割発令。 石川數正、安筑両郡の知行を受け松本へ転封。郷村に小倉・長尾・楡・二木・及木・中萱村。
文祿二年 (一五九六)	地方支配は筋郷制。三郷辺は仁科の内中仁科。
<b>江戸時代</b>	
慶長八年 (一六〇三)	徳川家康、征夷大將軍となる。
慶長一九年 (一六一四)	小笠原秀政、領内法度発令、郡奉行・筋奉行を置く。
慶長二〇年 (一六一五)	住吉新田村開発立村。
元和三年 (一六一七)	戸田康長、組村制度導入。領内郷村を一五組に分ける。 長尾組は長尾・楡・住吉・二木・及木・中萱他九か村。
<b>(水野期)</b>	
正保元年 (一六四四)	「信濃国筑摩郡安曇郡画図」作成。小倉山は御巢鷹山に、幕末まで続く小倉御林成立。
正保五年 (一六四八)	長尾組薨忠左衛門、初代長尾組大庄屋に就任。
慶安四年 (一六五二)	野沢村検地帳成り、正式に長尾村から分離独立。
明暦三年 (一六五七)	中萱堰開削、揚口岩岡村火打岩西南、堰筋岩岡村狐原通り
寛文三年 (一六三三)	二木村の枝村一日市場、七日市場が分離独立。
寛文四年 (一六三四)	長尾組七日市場、一日市場、住吉、田尻村など一一か村が水野氏の分家、笹部水野氏領となる (名目分家、実質は正徳三年から享保十年までの一三年間)。
貞享三年 (一六八六)	十月十四日貞享騒動起き、松本領百姓五か状訴状を提出。 十一月十五日より首謀者捕縛、二十二日に中萱村加助ら八人磔・ほか二〇人獄門。

元禄五年（二六九二）	七日市場村、二木諏訪神社を分社し氏神とする。
宝永三年（二七〇六）	平福寺の現観音堂建立。
元禄一三年（二七〇〇）	長尾村、長尾東原の新切に着手。
正徳五年（二七一五）	笹部水野領一か村は、松本城下での商いの差し止など、不都合となり訴状を藩へ提出。幕府老中に直訴も（籠訴）
享保元年（二七一六）	○徳川吉宗、享保の改革始まる。
<b>（戸田期）</b>	
享保三年（二七一八）	村々へ「不作続きにつき俵約申渡し」。
享保十一年（二七二六）	戸田光慈、二八か条の領内法度「条々」を布達。
享保十二年（二七二七）	水野老岐守分一か村松本領に復帰。四か村長尾組に復帰。上・下中萱村の、一村二か村扱い認可。
享保十三年（二七二八）	長尾村、上・下長尾村に分村、名目は一か村。
寛保元年（二七四二）	貞享騒動五十年忌供養塔、長尾・上野組建立。 上長尾西村の道祖神建立（三郷最古）。
延享二年（二七四五）	北黒沢山入会、刈草の時期・期間など規定。
天明二年（二七八二）	二木村の再検地行われる。「定用捨一五〇石」の申し渡し。
天明三年（二七八三）	浅間山大爆發、雨天曇天続き冷夏、大凶作。
天明六年（二七八六）	住吉神社現本殿再建。
天明七年（二七八七）	○松平定信、寛政の改革始まる。
寛政三年（二七九二）	戸田光行、郷村役人・百姓・町人・婦女あて教諭条目公布。
寛政十年（二七九八）	松本藩無札店商禁止、三郷関係登録三九軒。
文化五年（二八〇八）	九〇歳以上長寿祝い、領内六〇人うち長尾組六人。
文化一二年（二八一四）	村々へ桑苗と「桑樹植換。桑苗仕立」配布。
文化一三年（二八一六）	拾ヶ堰開削着工、約三か月で完工、人足六万七千人。
文政四年（二八二二）	大旱魃、八月まで雨なく和田堰井掛りと梓川筋諸堰井掛りと水論。
文政七年（二八二四）	蓮華草の直播き普及、蓮華田急速に拡大。
文政八年（二八二五）	赤巻騒動勃発、安曇平羅へ進出、一日市場・小田多井村で鎮静。
文政九年（二八二六）	播磨、小倉村又重の案内で槍ヶ岳偵察登頂。
文政一二年（二八二八）	百姓俵約条目（衣食住・吉凶など）発令。
天保四年（二八三三）	上長尾村、俵約村定策定。
天保一二年（二八四二）	○水野忠邦、天保の改革始まる。
弘化二年（二八四五）	石灰使用厳禁の通達。
嘉永二年（二八四九）	梓川長尾前、初めて通用舟渡し設置。

安政三年(一八五〇)	一日市場大火、夜八ツ時(午前二時)出火、長徳寺ほか民家四〇戸・土蔵二棟焼失。
安政六年(一八五九)	横浜で五か国(米・英・露・仏・蘭)交易御免。
万延三年(一八六二)	田多井村ほか四か村、堀廻堰流末まで掘り立て。
慶応四年(一八六八)	新政府、一連の神仏分離令の発令開始。
明治時代	
明治二年(一八六九)	松本藩版籍奉還、藩主は知藩事に任命。
明治三年(一八七〇)	平民の苗字使用許可、新戸籍帳に適用。
明治四年(一八七二)	七月廃藩置県で松本藩は松本県に、一二月松本県など南信四郡と飛騨国合併し筑摩県となる。
明治六年(一八七三)	筑摩県、学校設立に廃寺などの転用を通達。
明治七年(一八七四)	科布村(田多井・田尻・小田多井・小倉村)、温村(野沢・長尾・楡・住吉村)、明盛村(七日市場・一日市場・二木・及木・中萱村)誕生。
明治九年(一八七六)	筑摩県と長野県統合し長野県、飛騨は岐阜県に。
明治一三年(一八八〇)	小倉村、科布村から分離独立。
明治一五年(一八八二)	小倉村に小倉学校、温村に野沢・長尾・楡学校、明盛村に明盛・一日市学校設置。
明治二三年(一八八九)	大日本帝国憲法発布。
明治三三年(一八九〇)	第一回衆議院議員選挙。
明治二七年(一八九四)	日清戦争開戦、三か村の従軍者四七名。
明治三二年(一八九八)	南安銀行(八十二銀行)豊科に開業、その後明盛支店設置。
明治三四年(一九〇二)	蚕種製造業者、温村一三八人、明盛村三二人。
明治三七年(一九〇四)	日露戦争開戦、出征者は小倉村三〇人、温村九一人、明盛村一〇七人。
明治四一年(一九〇八)	温・明盛村二か村学校組合を設立。温明盛尋常高等小学校を。(四四年、校名を温明尋常小学校と改称する)
大正四年(一九一五)	信濃鉄道、北松本―豊科間開通。明盛(一日市場)駅営業開始。
大正五年(一九一六)	リンゴが、小倉村追鳥場に初めて栽培される。
大正九年(一九二〇)	「小倉村外六ヶ村開墾組合」設立。国有林開墾作業に着手。
大正一〇年(一九二二)	養蚕農家、小倉村二二五戸、温村五三〇戸、明盛村四八〇戸。
大正一三年(一九二四)	松本―小倉間、乗合自動車運行。明盛郵便局、電話交換開始。
昭和三年(一九二八)	温明小学校、奉安殿造立。翌年小倉小学校で造立。
昭和一〇年(一九三五)	第二次桑園整理、りんご園へ転換。牛飼育が馬飼育を上回る。
昭和一二年(一九三七)	日中戦争開戦、従軍は小倉村一八六六、温村一八五二人、明盛村不明。
昭和一三年(一九三八)	国家総動員法公布。農地調整法公布。